

△地価調査基準地 ○地価公示標準地 □同一地点



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 216 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。  
測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 316